

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、福岡市を訪れる外国人観光客が急増していることに鑑み、本市内の商店街が行うその受入環境を整備する事業（以下「インバウンド対策事業」という。）を支援することにより外国人観光客の利便性及び消費意欲の向上を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会及び福岡市中小企業振興条例取扱要綱（昭和48年）第2条第1項第3号の団体であって、福岡市の市域内にその主たる事務所又は事業所を有するものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業をいずれも実施する事業とする。

- (1) ハード事業 商店街等がインバウンド対策事業として行う、施設等（福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和48年福岡市規則第13号）第7条第3項第2号の建物及び同項第3号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を整備する事業をいう。
- (2) ソフト事業 前号の施設等の利便性、効用等の向上のために実施する当該施設等の運営に関する事業をいう。

2 前項各号に規定する事業の内容は、それぞれ別表第1に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち別表第2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は400万円のいずれか低

い額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- 2 前項の場合において、国又は県の支援制度を利用する場合にあつては、補助率を減率する。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助対象者）

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、商店街等及びその連合体で、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (3) 福岡市が他の条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であつて、補助対象経費に係るものを受けていないこと。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「事業主体」という。）は、市長に対しその定める期日までに、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) 事業主体の会員名簿及び役員名簿（様式第2号）
 - (4) 事業主体の定款、規約又はこれに類する商店街の組織、運営の方法等について定めるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 事業主体は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書を受理した場合には、その内容を審

査し、関係機関等で構成される福岡市商店街支援施策等協議会の委員により申請内容を精査し、その意見を参考にして補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、前項の条件のほか、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街インバウンド対策支援事業交付決定通知書（様式第3号）により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

（補助事業の内容及び経費配分の変更）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「交付対象者」という。）は、交付決定を受けた事業の内容又は交付決定額に変更が生じるときは、あらかじめ福岡市商店街インバウンド対策支援事業実施計画変更申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの。
- (2) 交付決定額の20パーセント以内の減額変更を行うもの。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 交付対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 交付対象者が補助事業を完了したとき又は前条に規定する廃止の承認を受けたときは、速やかに福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、

交付すべき補助金の額を確定し、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金確定通知書（様式第 7 号）により、当該交付対象者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第 14 条 交付対象者は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 15 条 交付対象者は、補助事業完了報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 9 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助の決定の取消し等）

第 16 条 市長は、交付対象者が次の各号に該当する場合は補助の決定を取消し、及び交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助を行うことが不相当と認めたとき

（経費の節減）

第 17 条 交付対象者は、補助事業の実施に当たり、経費の節減に努めなければならない。

（書類の保存）

第 18 条 交付対象者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類（以下「収支関係書類」という。）を補助事業を完了した日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。この場合において、交付対象者は、収支関係書類をその事務所に備え付け、かつ、これをいつでも市長に自由に閲覧させなければならない。

（財産の管理及び運用）

第 19 条 交付対象者は、補助金により取得又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け保管状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 交付対象者は、取得財産等で、取得価格又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期

間（当該期間が 10 年を超える場合は、10 年とする。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金による取得財産の処分申請書（様式第 10 号）により、市長の承認を受けなければならない。この場合においては、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

（届出の義務）

第 20 条 交付対象者は、商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（この補助金の失効）

2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

別表第 1

	区 分	内 容
補助 対象 事業	ハード事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ Wi-Fi（公衆無線 LAN）整備 ・ 多言語表示案内看板，デジタルサイネージの設置 ・ クレジット，指紋認証等の決済端末導入 ・ 免税一括カウンター整備 ・ 空き店舗を活用した休憩室，トイレ等を併設した案内所の設置（まちの駅の設置） ・ タブレット端末等を活用した外国人観光客の接客システム導入 ・ 防犯カメラの設置 <p style="text-align: center;">この他，インバウンド対策として，商店街への消費波及効果が見込まれる施設等整備</p>
	ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語表記の商店街マップ作成 ・ 多言語版商店街ホームページ製作 ・ 接客用指差し会話マニュアルの作成 ・ 外国人観光客をターゲットにした商店街オリジナル商品の開発 ・ 商店街全体の営業時間延長による夜市等の定期開催 ・ 外国人観光客のおもてなしのための日本らしさ体験プログラムの実施 ・ コンシェルジュの配置 ・ 外国語翻訳アプリ等の開発 <p style="text-align: center;">この他，上記ハード事業の整備効果を引き出すため，新たな取り組みとして企画・実施するソフト事業</p>

別表第 2

	補助対象経費	補助対象外経費
福岡商店街インバウンド対策支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○謝金 ○旅費 ○会議費 ○借料・損料 ○調査分析費 ○通信運搬・交通費 ○施設整備費 ○店舗等賃借料 ○内装・設備・施工工事費 ○無体財産購入費 ○プロバイダ契約料・使用料 ○回線使用料 ○広報費 ○備品費 ○消耗品費 ○外注・委託費 ○通訳・翻訳料 ○雑役務費 ○原稿料 ○印刷製本費 	<ul style="list-style-type: none"> ○お茶, 弁当代, 懇親会費用等の食糧費 ○福岡市に対する手数料や使用料など福岡市の歳入となるもの <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可申請（区役所） ・臨時営業許可申請（保健センター） ・各種施設使用料（目的外使用を含む） ・上下水道使用料

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒
福岡市 区

団 体 名

代表者氏名

㊞

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付申請書

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金の交付を受けたいので、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 経費の配分

事業主体名	総事業費	補助対象経費	※消費税等 仕入控除税額	負 担 区 分	
				事業主体負担額	補助金申請額

3 補助事業の内容 事業主体の概要、事業計画、収支予算については別紙のとおり。

4 その他 提出書類 (各 1 部)

- ①補助金交付申請書 (様式第 1 号) 及び様式第 1 号別紙 1, 別紙 2 及び別紙 3
- ②事業主体の会員名簿及び役員名簿 (様式第 2 号)
- ③事業主体の定款, 規約又はこれに類する事業主体の組織, 運営方法等について定めているもの
- ④同意書 (市税に係る徴収金に滞納がないことの証明の発行について)
- ⑤当該事業の実施を決議した総会又は理事会 (役員会) の議事録の写し
- ⑥事業主体の事業関連資料 (前年度の事業報告書, 収支決算書, 本年度の事業計画, 収支予算 (案))
- ⑦商店街の位置図, 配置図
- ⑧商店街の状況のわかる写真
- ⑨その他参考資料 (見積書など)

※第 8 条第 2 項の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が、申請時点で明らかである場合は、その額を記載しその額を減額して申請すること。

事業主体の概要

事業主体名				設立年月日		
事務所の有無	有・無	所在地			TEL	
代表者氏名				代表者の住所		
事業担当者氏名				事業担当者 TEL		
会員の資格						
事業主体の地区						
事業主体の地区における事業者等の業種構成	業種別	会 員	非会員	合 計		
	物品販売業					
	飲 食 業					
	サービス業					
	その他の事業者					
	非事業者					
	合 計					
商店街を取り巻く環境の変化及び商店街の現況と課題						
事業主体の執行体制について						

事業計画

事業名			
事業目的			
予想される 事業効果	○事業目標		
	○来街者通行量		(単位：人／日)
	年度	実績及び目標数値	備考
	事業実施前		
	平成 年度		
	平成 年度		
	平成 年度		
	○外国人来街者通行量		
			(単位：人／日)
	年度	実績及び目標数値	備考
	事業実施前		
	平成 年度		
	平成 年度		
	平成 年度		
	○売上高		
		(単位：円／年)	
年度	実績及び目標数値	備考	
事業実施前			
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
実施 スケジュール	着工時期： 完了時期：		
設置施設の名称	施設の内容・規模	設置場所	

収 支 予 算 書

収 入 の 部	項 目	金 額	備 考
	市補助期待額 (申請額)	円	
	自己資金	円	
	借入金	円	
	その他	円	
	国補助金	円	〇〇〇事業
	県補助金	円	△△△事業
	関係団体補助金	円	□□商工会議所, ◇◇中央会
	その他	円	〇〇団体
	合計	円	

支 出 の 部	内 容	総事業費	補助対象経費	補助金申請額	備 考	
	○補助対象経費					
	謝金	円	円	円		
	旅費	円	円	円		
	事業実施に係る経費	円	円	円		
	会議費	円	円	/		
	借料・損料	円	円			
	調査分析費	円	円			
	通信運搬・交通費	円	円			
	施設整備費	円	円			
	店舗等賃借料	円	円			
	内装・設備・施工工事費	円	円			
	無体財産購入費	円	円			
	プロバイダ契約料・使用料	円	円			
	回線使用料	円	円			
	広報費	円	円			
	備品費	円	円			
	消耗品費	円	円			
	外注・委託費	円	円			
	通訳・翻訳料	円	円			
雑役務費	円	円				
原稿料	円	円				
印刷製本費	円	円				
小計	円	円	円			
○補助対象外経費						
	円	/	/			
	円					
	円					
	円					
	円					
小計	円					
合計	円	円	円			

同意書

(あて先) 福岡市長

私は、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金の交付要件である「市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認にあたり、税務担当課に別紙「福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」が開示され、私の市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされるとともに、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明が発行されることに同意します。

平成 年 月 日

団体の所在地 〒

福岡市 区

団体名

代表者氏名

印

経産第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局中小企業振興部地域産業支援課)

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金を交付することと決定したので、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助内示金額 金 円
- 3 補助金交付予定時期 実績報告書提出後 (平成 年 月以降予定)
- 4 補助金の積算の基準 福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第6条による
- 5 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更 (市長が認める軽微な変更を除く。) をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告して指示を受けること。
 - (4) その他、この要綱、福岡市補助金交付規則及び福岡市会計規則の定めを遵守すること。

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒
福岡市 区

団 体 名

代表者氏名

㊞

福岡市商店街インバウンド対策支援事業実施計画変更申請書

平成 年 月 日付, 経産第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について, 福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき, 下記のとおり変更を申請します。

記

1 補助事業名

2 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金の額 変更前 金 円

変更後 金 円

(2) 事業の内容

(3) 事業の経費配分 別紙 1 「変更収支予算書」のとおり

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒
福岡市 区

団 体 名

代表者氏名

㊞

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付, 経産第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を, 下記の理由により中止(廃止)したいので, 福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき, 申請します。

記

1 補 助 事 業 名

2 補助金交付決定額 金 円

3 中止(廃止)の理由

4 中止の期間(廃止の時期)

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒
福岡市 区

団 体 名

代 表 者 氏 名

㊞

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書

標記の補助事業金を完了（廃止）しましたので、福岡市商店街インバウンド対策支援補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金支出表

事業主体名	総事業費	補助対象経費	※消費税等 仕入控除税額	負 担 区 分	
				事業主体負担額	補助金申請額

2 添付資料

- (1) 実績報告書（様式第 6 号）及び様式第 6 号別紙 1, 別紙 2 及び別紙 3
- (2) 写真（実施前, 実施中及び実施後）
- (3) その他, 実績が証明できる資料を添付すること。

※第 12 条第 2 項の規定に基づき, 消費税等仕入控除税額が, 実績報告時点で明らかである場合は, その額を記載し, 減額すること。

事業実施報告書

事業名			
事業達成状況			
事業効果	○全体的な事業効果		
	○来街者通行量 (単位：人/日)		
	年度	目標数値	実績値
	事業実施前	/	
	平成 年度		
	平成 年度		
	平成 年度		
	○外国人来街者通行量 (単位：人/日)		
	年度	目標数値	実績値
	事業実施前	/	
	平成 年度		
	平成 年度		
	平成 年度		
	○売上高 (単位：円/年)		
	年度	目標数値	実績値
事業実施前	/		
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
実施 スケジュール	着工時期： 完了時期：		
設置施設の名称	施設の内容・規模	設置場所	

収 支 決 算 書

	項 目	金 額			備 考
		最終予算額	決算額	差引額	
収 入 の 部	市補助期待額 (申請額)				
	自己資金				
	借入金				
	その他				
	国補助金				
	県補助金				
	関係団体補助金				
	その他				
	合計				

	内 容	総事業費	決算額	差引額	備 考
支 出 の 部	○補助対象経費				
	謝金	円	円	円	
	旅費	円	円	円	
	事業実施に係る経費	円	円	円	
	会議費	円	円		
	借料・損料	円	円		
	調査分析費	円	円		
	通信運搬・交通費	円	円		
	施設整備費	円	円		
	店舗等賃借料	円	円		
	内装・設備・施工工事費	円	円		
	無体財産購入費	円	円		
	プロバイダ契約料・使用料	円	円		
	回線使用料	円	円		
	広報費	円	円		
	備品費	円	円		
	消耗品費	円	円		
	外注・委託費	円	円		
	通訳・翻訳料	円	円		
	雑役務費	円	円		
	原稿料	円	円		
印刷製本費	円	円			
小計	円	円	円		
○補助対象外経費					
		円			
		円			
		円			
		円			
小計	円				
合計	円	円	円		

確 認 書

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

下記の者から提出された福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書については、領収書等の関係書類を確認の上、事実と相違ないことを確認いたしました。

記

事業実績報告書等提出団体及び代表者氏名

団 体 名 :

代表者肩書き :

代表者氏名 :

確 認 者

団 体 名 :

確認者肩書き : 監事又は監査

確認者氏名 :

㊟

注 : 事業主体の監事又は監査は、内容を確認の上、記名・押印すること。

なお、監事又は監査が複数存する場合は、代表者 1 名が記名・押印すること。

平成 年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局中小企業振興部地域産業支援課)

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付、経産第 号にて交付決定した福岡市商店街インバウンド対策支援事業
ほじょ金については、実績報告書を確認の上、下記のとおり補助金の額を確定したので福岡市商店街イン
バウンド対策支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

1 補助事業名 c

2 補助確定金額 金 円

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒
福岡市 区

団体名

代表者氏名

㊞

福岡市商店街インバウンド対策巢円事業補助金精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付, 経産第 号において, 交付決定(確定)通知があった標記の補助金について, 福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱14条の規定に基づき, 下記のとおり請求します。

記

今回請求金額 金 円

1 補助事業名

2 交付決定額 金 円

3 概算払受領済額 金 円

4 今回請求額 金 円

5 残 額 金 円

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒
福岡市 区

団 体 名

代表者氏名

㊞

平成 年度 消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

標記の件について、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------------------------|---|
| 1 補助金額（市長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還額（3－2） | 円 |

注：1 別紙として、積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税相当額が消費税等仕入控除税額等の対象額でない。

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金による取得財産の処分申請書

平成 年度標記助成金により取得した財産について、下記のとおり補助金の交付の目的外に処分したいと考えておりますので、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定に基づき、申請します。

なお、この結果、補助金の全部又は一部に相当する金額を市において算出され、請求があった場合には、当該金額を期限内に速やかに返還することを約束いたします。

記

1. 処分財産について

① 名 称	
② 所得年月日	平成 年 月 日
③ 取得単価	
④ 処分する数量	
⑤ 処分金額 (③×④)	
⑥ 処分する理由並びに方法等 (詳細に記入すること。)	

2. その他

取得財産の処分申請を行う場合、本申請書に取得時以降記載し、管理してきた台帳を添付すること。